

開催にあたって

佐藤 文彦（日本学術会議連携会員、京都大学名誉教授）

日本学術会議では、ゲノム編集技術の農作物や畜産水産物への育種利用について、様々な議論を積み重ねてきました*。2012年における第3世代のゲノム編集技術CRISPR-Cas9の登場以来、様々な生物種における遺伝子改変が実証されるとともに、世界的に農業応用が進展しています。わが国でもゲノム編集技術を用いた新たな農作物や畜産水産物の研究開発は急速に進み、近い将来、国内で生産され、また輸入されて、食品として流通・販売されるとみられます。

一方、昨年、「統合イノベーション戦略」において、ゲノム編集技術の利用により得られた農産物や水産物等の食品衛生法上の取扱いについて、平成30年度中を目途に明確化することが閣議決定されたことから、環境省においてカルタヘナ法上の取扱い、すなわち、ゲノム編集生物等の生物多様性影響評価並びに取扱の方針が取りまとめられる**とともに、厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において、同技術によって得られた食品等の取扱い***について、行政的な判断が示されました。

ゲノム編集技術により生み出された生物の取り扱いについて行政方針が定まったものの、ゲノム編集と遺伝子組換えとの技術的違いは、概してわかりにくく、また、また食に対する様々な価値観があることなどから、市民の間では、栽培や食用を不安とする声が多く聞かれるのも事実です。すなわち、ゲノム編集技術で作製された生物の一部については従来の突然変異育種と違いがないとして、利用にあたっては自主的に登録することになっていますが、その対象作物の管理のあり方や、事前に確認すべき内容、あるいは表示の必要の有無等、政府の報告ではまだ不明確な部分が多くあります。従いまして、ゲノム編集を使って開発された生物や食品が市民に理解され、社会に受け入れられるまでには、まだ、大きなギャップがあると考えます。

本日のシンポジウムでは、ゲノム編集という新しい育種技術を社会でどう受け止めるかという課題について、研究開発から、生産、消費、行政まで、幅広いステークホルダーに参集いただき、ゲノム編集の農業応用の我が国における在り方について幅広い議論を行い、今後の参考にできれば幸いと考えます。

* <http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/2-20170906-1.pdf>

** <https://www.env.go.jp/press/106439.html>

*** <https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000494346.pdf>